

電子入札の手引き（建設工事及び測量・建設コンサルタント業務等）

《趣旨》

この手引きは、北広島町電子入札実施要領(平成 22 年 4 月 1 日告示第 31 号)に基づき、北広島町が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント業務等を、広島県と県内市町が共同運営する電子入札等システムを使用して発注する場合の手続きについて示した実務用のマニュアルです。

《電子入札について》

電子入札等システムは広島県及び県内市町が共同運営する広島県電子入札等システムを利用しますので、北広島町電子入札実施要領のほか、電子入札等システム利用者基本規約の適用を受けます。（基本規約 URL； <https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/rule/index.html>）

電子入札等システムは、指名通知書の受理又は入札から落札者決定までの一連の手続きを、インターネットを利用して行うものです。

電子入札等システムの運用時間は祝休日を除く平日の午前 9 時から午後 5 時までです。ただし電子入札等システムの保守、点検等のため必要が生じた場合には、利用者の事前予告を行うことなく、運用の停止又は中断を行うことがあります。

広島県に設置のヘルプデスクの運用時間は、平日午前 9 時から午後 5 時までとなっています。

《案件の登録》

入札書の受付期間は、原則として連続する 2 日間とし、開札予定日時は入札書提出締切日時の翌日を標準とします。なお入札書の提出期間は電子参加・書面参加に関わらず同一です。

入札書受付期間 第 1 日目 午前 9 時から午後 5 時まで
第 2 日目 午前 9 時から午後 4 時まで

電子入札等システムの障害により、電子入札を行うことができなくなった場合は、入札等の延期又は書面入札への移行などの処置をとります。この場合は、電話等で入札参加者へその旨を連絡します。

《設計図書等の閲覧》

従来どおり閲覧期間内に指定場所で仕様書(設計図書)を閲覧してください。その際、指定の閲覧場所で仕様書閲覧報告書を提出してください。

《入札の辞退》

電子入札等システムにて入札書受付締切時間までに辞退届を提出することで、当該案件についての入札を辞退することができます。締切時間までに入札書が未到達の場合も、入札を辞退したものとみなしますので、時間的な余裕をもって入札書を提出してください。

電子入札等システムによる入札書提出後の辞退は原則として認めません。

《入札書の提出》

指定した入札書の受付期間内に、入札金額、くじ番号を入力して送信してください。

工事費内訳書等の添付書類が必要な案件については、書類を添付してください。この場合、工事費内訳書等の提出のない入札は無効となりますので、ご注意ください。

《工事費内訳書の書面又は電子媒体による提出》

工事費内訳書等の添付書類の容量が大きく、1.5MBを超えた場合は、書面又は電子媒体で提出することが可能です。媒体提出通知書を添付のうえ、必ず封書で提出してください。

ただし電子入札システム上、工事費内訳書の提出を求められた案件で、ファイルを未添付にするとエラーとなり入札書の送信もできませんので、この場合はダミーファイルの添付が必要となります。工事費内訳書をシステム外で提出する際に、ダミーファイルを添付していることを申告してください。なお提出期限は入札書受付締切日時と同一です。

総合評価方式による技術資料については、公告の定める方法により提出してください。

《ウイルス対策について》

入札参加者は、コンピューターウイルスに感染しないようにウイルス対策用のアプリケーションソフトを導入するなどの対策を講じてください。

ウイルス対策用アプリケーションソフトの種類は問いませんが、常に最新のパターンファイルを適用し、入札書、添付書類等を提出する前に必ずウイルス感染チェックを行ってください。

なお、提出された入札書、添付書類等がウイルスに感染していることが判明した場合は、直ちに処理作業を中止し、当該電子入札者と書類の提出方法を協議します。

《書面参加への変更》

電子入札の対象案件であっても、次に掲げる場合は書面参加申請書(様式第1号)を提出し、北広島町長の承認を得たうえで、書面参加することができます。書面参加申請書は入札書受付締切日時の1時間前までに提出してください。

- 1) 代表者氏名、商号又は名称等の変更により、ICカードの再発行手続きを行っている場合
- 2) 破損、盗難等のためICカードの使用ができなくなり、ICカードの再発行手続きを行っている場合。
- 3) 入札参加者の使用するパソコンに障害が発生した場合。
- 4) その他、やむを得ない理由によって電子参加することができない状態になった場合。

《開札》

1. 開札方法

開札は、事前に設定した開札予定日時に速やかに行います。ただし、書面参加者がいる場合には、書面参加者の入札書を開封し、その内容を電子入札等システムに登録してから入札書の開札を行います。

2. くじの実施

落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに電子入札等システムによる電子くじの方法により落札者を決定(落札候補者を選定)します。

3. 電子くじの方法

入札者は入札時にくじ番号(任意の3桁の数字)を入力するものとし、電子くじは、くじ番号、

入札書の提出日時及び入札書の到達順を基に電子入札等システムにより落札者を決定（落札候補者を選定）します。

なお、入札時にくじ番号の入力が省略された場合は、「001」と入力されたものとみなします。

4. 低入札価格調査対象の入札があった場合

低入札価格対象の入札があった場合には、入札参加者に電子入札等システムにより調査・保留する旨を通知します。

なお、調査により落札者を決定したときは、入札参加者に電子入札等システムにより落札者の決定を通知します。

5. 事後審査

落札候補者が選定されたら、電子入札等システムにより資格要件確認書類の提出を依頼します。

6. 開札の延期又は中止

開札の延期又は中止をする場合には、入札参加者に電子入札等システム、その他の適当な手段により、開札を延期し、又は中止する旨を通知します。

7. 入札結果の公表

落札者決定を行った場合は、電子入札等システムにより入札参加者に通知します。ただし落札者以外の応札者及び金額については、通知及び閲覧ができるようになっていません。

落札者以外の情報については公表事項ですので、従来どおり来庁し、閲覧にて確認していただくこととなります。

《再度入札》

再度入札を行う場合は、入札参加者に電子入札等システムにより再度入札の日時を入札最低金額と併せて通知します。書面参加者には電話等により連絡します。

再度入札(2回目)は、原則当初開札日(1回目)の午後とし、再々入札(3回目)は、その翌開庁日とします。